

申請書類について（お茶大SCC除く）

申請書類一式

- ① 入寮願（別添）
- ② 入寮選考調書 1・2（別添）
- ③ 所得証明書（市区町村役場発行のもの（名称が異なる場合あり））
- ④ 源泉徴収票及び確定申告書等所得に関する証明書（写しでも可）
- ⑤ 家計控除に関する証明書等（該当者のみ）
- ⑥ 家族全員の住民票（独立別居生計を営む兄弟姉妹等を除く）
- ⑦ 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）
- ⑧ 申請書類確認表（別紙）
- ⑨ 返信用封筒（選考結果通知用）（角型 2 号封筒縦 33 ㍉×横 24 ㍉に宛先を明記し 530 円分切手を貼付すること）

1. 入寮願（全員提出）

「入寮理由」には、自宅（実家）からの通学時間、家庭事情（家計・学資状況）、特殊事情を含めて、入寮を希望する理由を詳細に記入すること。書ききれない場合は、別紙（A4様式自由）に続けて記入してください。理由が書かれていない場合には申請を受理しませんので必ず記入して下さい。

関東（東京・埼玉・神奈川・千葉・茨城・栃木・群馬）以外が実家の方は通学時間の部分は記入されなくても結構です

* 休学は修業年限算入しないことになりましたので、休学をしていた方は理由と期間を入寮選考調書へ記入してください。

2. 入寮選考調書（全員提出）

入寮選考調書は、申請者及びその世帯の経済的困窮度を知る上での重要な資料となります。この記入に際し、下記の事項に留意してください。

○調書記入に関する注意事項

入寮選考調書 1

◎家族状況

- ・ 家族状況欄は、平成26（2014）年8月1日現在で記入し、同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。
- ・ 結婚等の理由で生計を同じくしていなくても、父母欄は必ず記入してください。父又は母が、何らかの理由で世帯にいない場合は、氏名及びその不在の理由（死別、生別 等）を記入してください。
- ・ 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯と考えます。
- ・ 但し、次の場合は同一の住所に居住していなくても、同一世帯と考えます。
 - ア 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地の関係で別居しているとき。
 - イ 就学又は病気療養等のため、一時別居しているとき。
- ・ 職業及び勤務先は具体的に記入してください。（年金受給者、専業主婦、パートタイム等でも記入してください。）
- ・ 別居・同居欄については、家計支持者と同居している場合は○、別居している場合は×をつけてください。家計支持者が単身赴任している場合は家計支持者に×をつけて下さい。
- ・ 同一世帯内で平成25（2013）年1月から申請時点までに退職した者がいる場合は、退職した会社名と退職年月日を記入してください。
（転職の場合は、新旧会社名及び退職、就職年月日をそれぞれ記入してください。）

◎特殊事情

「はい」、「いいえ」のうち該当するものに○をつける。(下記5の書類を添付)

入寮選考調書2

◎本人の経済状況(学部新生は提出必要なし)

アルバイト等収入欄は昨年度の収入などがある場合に記入してください。

◎休学状況(新生及び休学をしていない学生は記入不要)

休学状況によって在寮許可年限が変わるため、休学の期間を記入してください。

◎留学状況(新生及び留学をしていない学生は記入不要)

これまで(本学在学中)に3か月以上の留学期間(休学による留学を除く。)がある場合は、記入してください。

3. 所得(課税)証明書又は非課税証明書(全員提出)

市区町村役場発行(申請前3ヶ月以内のもの コピー不可)

所得証明書は、その世帯が得る収入を知る上で必要なものです。これにより、「所得に関する書類」が遺漏なく提出されているかを調べます。提出に際し、下記の事項に留意してください。

- ・同一生計者のうち、未成年及び就学者を除く全員分の所得証明書又は非課税証明書を提出してください。ただし、就学者でも本人(未成年者除く)及び配偶者については所得証明書又は非課税証明書を提出してください。(市町村で発行できないといわれた場合には添付しなくても構いません)
- ・平成26年度(平成25年分)のものを添付して下さい。
- ・所得証明書は、市区町村役場の書式で構いませんが、書式内に、給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとします。
- ・所得がない場合も非課税証明書を提出(就業していない未成年は免除)してください。

4. 源泉徴収票及び確定申告書等所得に関する証明書(該当する収入に応じて提出)

これらの書類は、家計評価額を算出する上で必要なものです。下記の事項に該当する者のいる世帯は、別紙のチェック表で足りない書類がないかどうか十分確かめた上で提出してください。

- ① 給与所得者がいる場合 **源泉徴収票(平成25年分)等 勤務先発行(コピー可)**
源泉徴収票又は給与支給証明書〔様式3-1〕等、平成25(2013)年1月から12月までの収入金額がわかる書類を提出してください。給与支給証明書の場合、勤務先の印があるものとします。
平成26年1月以降に就職・転職した場合は、平成25年分源泉徴収票と申請月直近の給与明細書又は給与支給(見込)証明書〔様式3-1・2〕(勤務先発行)を提出してください。
- ② 給与以外の所得者がいる場合 **確定申告書(平成25年分) 本人所持(コピー可)**
商工農林水産業、不動産、著述業、外交員等給与以外の所得がある世帯、利子、配当、家賃等の収入がある世帯及び複数から給与を得ている場合は、確定申告書の控(写)を提出してください。電子申請などで受付印がない場合は、その理由を明記しておくこと。
- ③ 本人がアルバイト等をしている場合 **給与支給証明書〔様式3-1・2〕等 勤務先発行**
源泉徴収票又は給与支給証明書〔様式3-1〕等平成25年1月から12月までの収入金額がわかる書類及び給与支給(見込)証明書〔様式3-2〕等平成26年1月以降の収入がわかる書類を

提出してください。所定の様式で発行され難い場合は、給与明細等1年間の収入がわかる書類を提出してください。(選考調書2の経済状況欄に明記してください。)

- ④ **年金受給者がいる場合** **年金源泉徴収票等** **社会保険庁発行(コピー可)**
年金源泉徴収票、年金額改定通知書、年金振込通知書のうちいずれかの年金支給額がわかるものを提出してください。2か所以上から年金をもらっている場合は、その全ての書類を提出してください。
- ⑤ **無収入者がいる場合** **無職証明書** **民生委員発行又は非課税証明書** **市区町村役場発行**
ここでいう無収入者とは18歳以上で収入がない者をいい、就学者を除きます。大学等進学見込者の場合は、予備校の在学証明書等で代用しても構いません。該当者がいる場合は、現在の生活費の出所を申請書の入寮理由欄に必ず記入してください。
- ⑥ **失業者がいる場合** **雇用保険受給資格者証(写)** **公共職業安定所(ハローワーク)発行**
失業中の者で失業保険を受給している場合は、雇用保険受給資格者証(写)を提出してください。その際、申請書の入寮理由欄に就業の見通しも記入してください。
- ⑦ **生活保護を受給している場合** **保護決定(変更)通知(写)** **福祉事務所発行**
- ⑧ **児童扶養手当を受給している場合** **児童扶養手当証書(写)** **市区町村役場発行**
⑦、⑧について受給金額がわかるものを提出してください。
- ⑨ **遺族年金等** **年金額改定通知書等(写)** **日本年金機構等**
遺族年金を受給している場合は、年金額改定通知書又は年金振込通知書を提出してください。
- ⑩ **一時所得がある場合** **支払通知書** **退職時勤務先・生命保険会社発行他(コピー可)**
申請時以前の1年以内に支払われた保険金、退職金、退職一時金、資産の譲渡による所得及び山林所得がある場合は、支払われた日、金額が明記された書類を提出してください。その他、病気による保険金の支払いなどについても、金額のわかるものを提出してください。退職した場合は、辞令等退職したことが分かる書類を添付してください。
- ⑪ **最近1年以内に勤務先の変動があった者がいる場合** **当該証明書** **勤務先発行**
同一世帯に就職又は転職した者がいる場合、その給与の分かる書類(給与明細、採用決定通知等)を提出してください。退職した場合、辞令(写)等退職したことが分かる書類を提出し、退職一時金がある場合は、金額が明記された書類を提出してください。

5. 家計控除に関する証明書 (該当者提出)

※住宅ローン等の借入金は控除の対象とはならないため、一切添付する必要はありません。

これらの書類は、家計控除額を算出する上で必要なものです。提出されなければ控除の対象とはなりません。よって、下記の事項に該当する者のいる世帯は、入寮願の入寮理由に該当者、現在の状況、家計に与える影響等を詳細に記入してください。

- ① **障害者(被爆者)がいる場合** **障害者(被爆者)手帳(写)** **本人所持(コピー可)**
氏名及び障害の程度が分かる部分を提出してください。(表紙のみは不可)
- ② **長期療養者(要介護認定者を含む)がいる場合** **診断書等証明書** **医療機関等発行(診断書はコピー不可)**
療養支出金額の明示された領収書 **本人所持(コピー可)**
長期療養者の定義・・・申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、または療養見込の者をいいます。(申請時現在において完治している者は、認められません。)

療養のためにかかった支出金額の明示された書類（申請時から過去1年分のみ有効）を提出してください。（上限 200万円）ただし、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。この場合、長期にわたって療養を必要とすることが書かれた医師の診断書等証明書を添付してください。要介護認定・要支援認定者の定義・・・通知書（写）を提出の上、介護サービスを利用した場合の自己負担金が明示された書類（申請時から過去1年分のみ有効）を提出してください。

- ③ **家計支持者が別居している場合** **単身赴任経費関係書類** 本人所持（コピー可）
家計支持者が勤務の関係等で世帯とは別居して生計を営んでいる場合、住居費及び光熱水費の領収書（写）を提出してください。その際、できるだけ最新のを提出してください。但し、電話料金、交通費、会社負担経費を除きます。また、勤務先の辞令（写）等別居を強いられている理由の分かる書類も添付してください。
- ④ **就学者がいる場合（申請者本人は除く）** **在学証明書** 所属学校発行
同一世帯内で、私立高校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生（大学院生を含む。）、自宅外通学の公立高校生がいる場合は、在学証明書を提出してください。（申請者本人分は不要）また、就学者が日本の国立学校（高専、大学）に在学している場合は、授業料免除実施状況兼在学証明書〔様式4〕を提出してください。
- ⑤ **火災・風水害等の被害を受けた場合** **罹災・被災証明書** 市区町村役場・消防署発行
申請時以前の1年以内に火災・風水害等で被害を受けたため、支出が増大又は収入が減少し、著しく困窮状態におかれた場合は、罹災・被災証明書を提出してください。また、被害額の算定できる書類（領収書、見積書等）を添付してください。
- ⑥ **母子・父子世帯**
申請時以前の1年以内に家計支持者が死亡した場合は、死亡診断書（写）または戸籍謄本を提出してください。また、別居して事実上母子・父子家庭である場合は、弁護士の証明又は民生委員の証明書等、実情の分かる書類を提出してください。
既に生別又は死別したことによる場合は、家庭調書〔様式2-1〕家族状況欄に明記してください。また、児童扶養手当を受給している世帯は、児童扶養手当証明書を提出してください。遺族年金を受給している場合は、遺族年金源泉徴収票又は金額改定通知書を提出してください。

6. 家族全員の住民票（全員提出）市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内 コピー不可）

世帯人員の把握及び居住地の確認に使用する書類です。下記の事項に留意してください。

- ・ 同一世帯全員の住民票を提出してください。（「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等が記載されているものを取得してください。）
- ・ 住民票記載の住所が現実に居住している住所と異なる者は、現住所を証明する書類（アパートの契約書（写）、学生証（写）等）を添付してください。
- ・ 住民票に記載されている者であっても、実際は結婚、就職等で別居独立している場合家庭事情欄でその旨を明記してください。

7. 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）

次のア～エのすべてに該当する学生は、独立生計を営んでいるものとして認定し、本人の1年間の総所得金額で判定します。また、配偶者がいる場合は配偶者の収入も含めて考えます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

独立生計者（結婚等による理由も含む。）として申請する場合、ア～エの事項を証明するため、下記の書類も提出してください。

- a. 本人（配偶者がいる場合は配偶者分も）の平成25年源泉徴収票又は確定申告書（写）平成26年1月以降に就職・転職した場合は、平成25年分源泉徴収票と申請月直近の給与明細書又は給与（見込）証明書〔様式3-1・2〕（勤務先発行）を提出してください。
- b. 本人（配偶者も含む）の住民票
- c. 本人（配偶者がいる場合には配偶者分も）の所得証明書
- d. 本人（配偶者も含む）の保険証（写）
- e. 独立生計となるまで扶養していた者（父母等）の源泉徴収票又は確定申告書（写）

※独立生計者のうち、配偶者に扶養されている者、又は所得金額により父母等に扶養されていないことが明確である者については、eの書類の提出を省略することができます。（明確であるかについては、源泉徴収票又は確定申告書を確認し判定します）

8. 申請書類確認表（別紙）

この書類は、申請の際、書類に不備がないかどうかを自分で最終確認するためのチェック表です。申請期間が限られるため、書類に不備があった場合申請を受付けることができない場合があるので、必ずチェックをしてから送付してください。

9. 返信用封筒

結果を速達で返送する封筒です。
角型2号封筒（縦33[㍉]×横24[㍉]）に宛先を自筆で記入し、530円分の切手（速達で送ります）を貼付したものを作成して下さい。